

# 公立大学法人評価に関する課題

公立大学の力を活かした地域活性化研究会(平成27年度)に向けて

1

## 内容

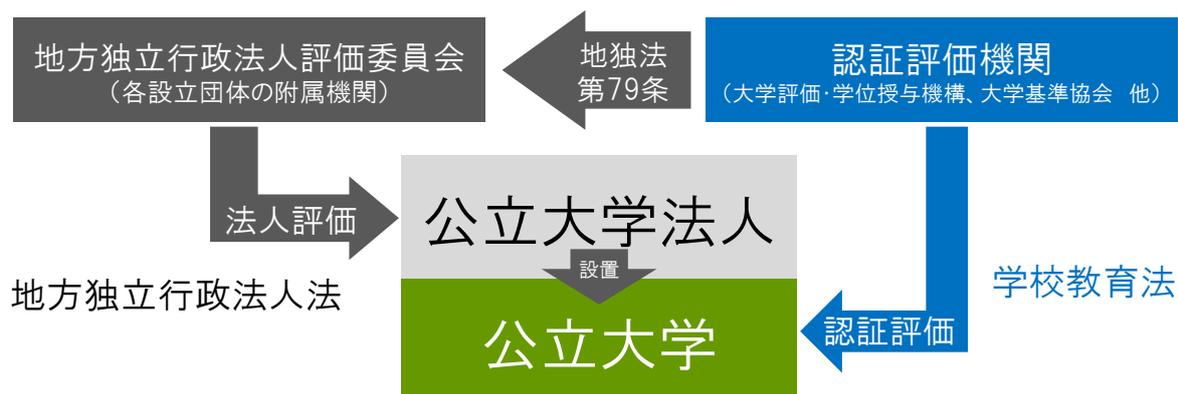
- ① 公立大学の2つの評価制度の現状
- ② 公立大学の2つの評価制度の課題
- ③ 公立大学法人評価に関する検討の観点
- ④ 活性化研究会における検討課題

2

# ① 公立大学の2つの評価制度の現状

## 公立大学法人評価と認証評価

	法人の評価	大学の評価
根拠法令	地方独立行政法人法	学校教育法
各年度の評価	各事業年度に係る業務の実績に関する評価	自己点検評価（実施する間隔等の方法は法令上定められていない）
期間毎の評価	中期目標に係る業務の実績に関する評価（6年に1度）	認証評価（7年以内に一度）



3

## 公立大学法人評価

### 【概要】( )内公立大学法人の特例

- 中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て定める(法人の意見を聴取)。
- 中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知(中期目標期間の評価を行うに当たっては認証評価機関の教育研究の状況についての評価を踏まえる)。
- 設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

### 【地方独立行政法人評価委員会】

- 設立団体に、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。
- 評価委員会は、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事、その他法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

4

# 認証評価制度(機関別認証評価)

大学評価情報ポータルより

※他に専門職大学院の評価(専門分野別認証評価)がある

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受ける制度。2004年(平成16年)4月に導入。

**目的** 大学等の質を保証する  
評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける  
評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

**内容** 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価(7年以内ごと)  
評価は、各認証評価機関が定める「評価基準」に従って実施  
大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

文部科学大臣による評価機関の認証

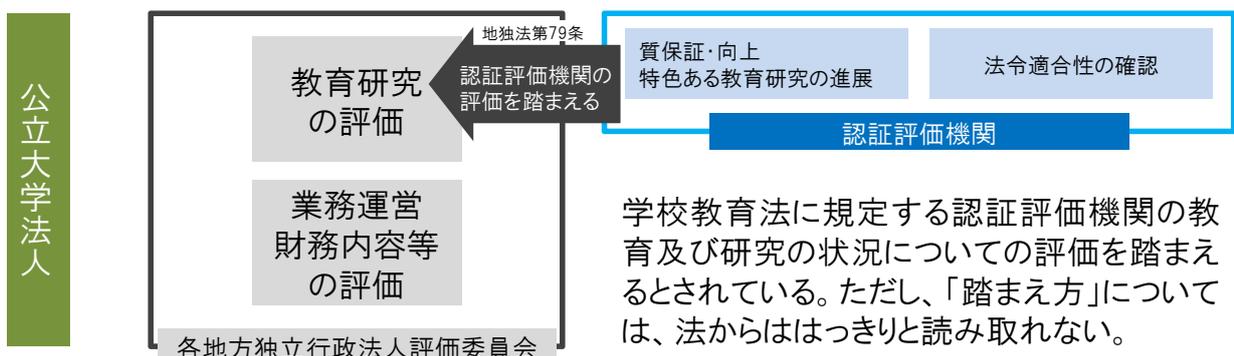
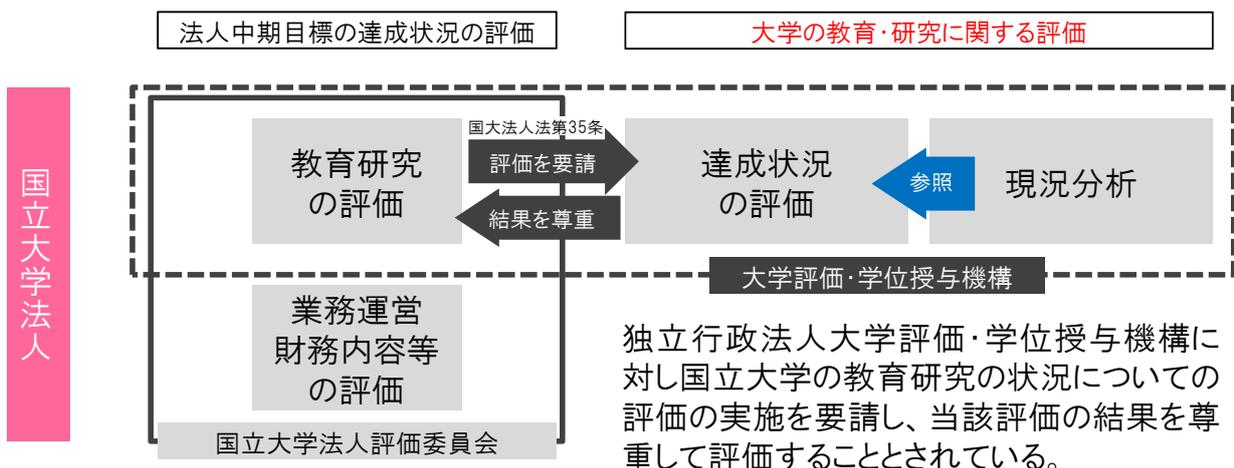
評価の基準、方法、体制等についての一定の基準(認証基準)を、省令により規定  
認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める  
場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

認証評価機関(大学)

(財)大学基準協会 (2004年(平成16年)8月31日認証)  
(独)大学評価・学位授与機構 (2005年(平成17年)1月14日認証)  
(財)日本高等教育評価機構 (2005年(平成17年)7月12日認証)

5

## 国立大学とは教育研究の評価の取り扱いが異なること



6

## ② 公立大学の2つの評価制度の課題

### 公立大学法人評価

評価	実態・課題
法人評価 (年度評価)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育研究に関しても、毎年度、中期計画・年度計画に即して達成度をはかる評価が行われている法人が多数を占める。</li><li>○ 教育研究の質保証に有効に働くかどうかは、評価の方法論が明確でない以上、評価委員会のメンバーやその評価方針に委ねられる。</li></ul>
法人評価 (中期目標期間評価)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育研究の質の向上の事項に関する中期目標の達成状況についての評価を受ける。</li><li>○ 中期目標に定めるべき範囲が明確でなく、網羅的に目標が列挙されている場合が少なくない。</li><li>○ 認証評価を踏まえる方法が明確でない。</li></ul>

7

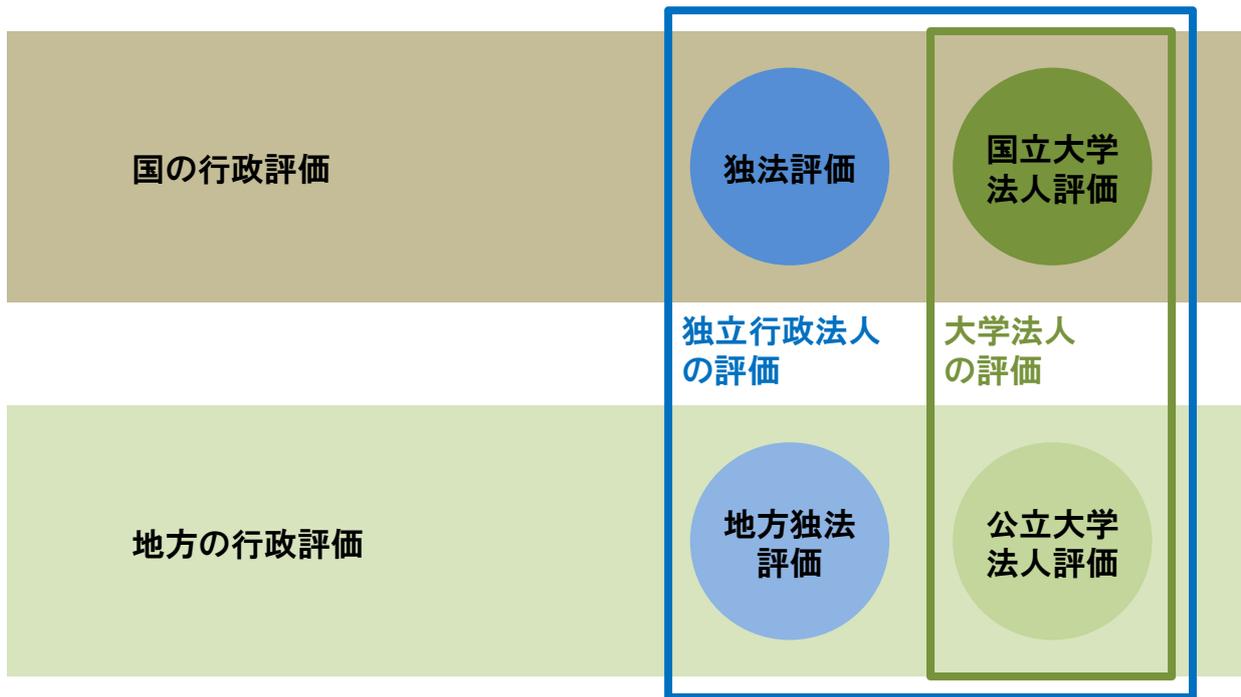
### 公立大学の評価

評価	実態・課題
自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 例年の自己改善として実施されているとは限らない。ルーチン作業に落とし込まれていない。</li><li>○ 大学のIRとしてルーチン化し、アニュアルレポート等の作成を開始する大学もある。</li></ul>
認証評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 7年に1度、あるいは法人評価のサイクルに合わせての6年に1度の単位で受審。</li><li>○ 国立大学、私立大学中心の評価を行う機関しか存在しないため、公立大学の特性に関する理解不足がみられる場合がある。</li></ul>

8

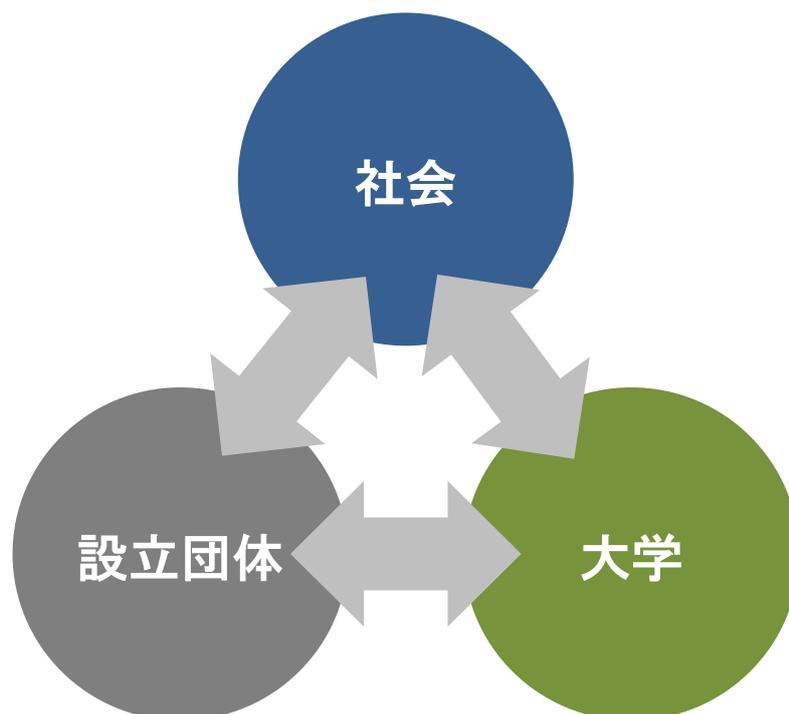
### ③ 公立大学法人評価に関する検討の観点

#### 公立大学法人評価の位置取り



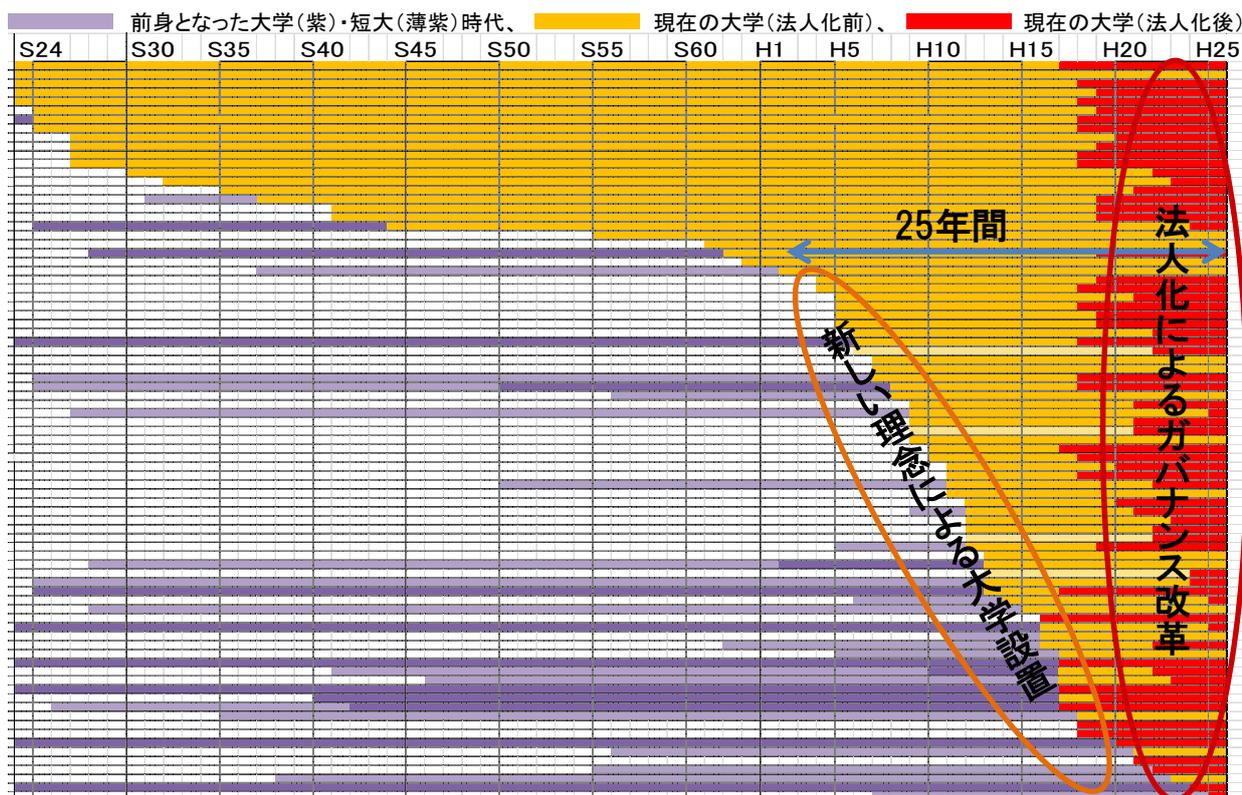
地方自治と大学の自律性の交点に位置する

#### 本来「法人評価」は関係者の意思疎通の機会となる



# 平成期の公立大学政策、「新設・改組」と「法人化」

公立大学沿革グラフ（大学の歴史を以下の基準で色分けし、新設・改組された時期の古い順に並べた）



## 公立大学政策のステージが変化している

平成の設置団体政策 三つの段階(全体としての状況であり、個別にはそれぞれ異なる)

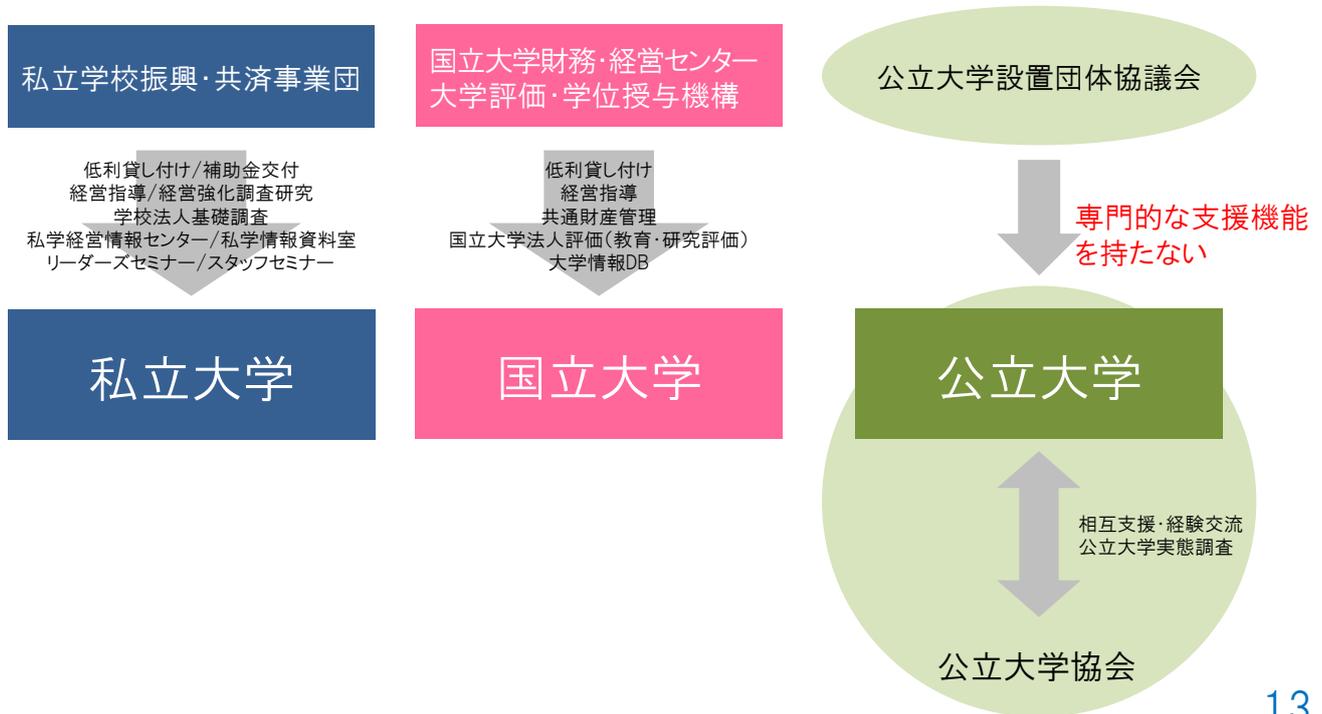
	政策	背景となる課題	施策
第1期 1989～ (15年間)	公立大学の 新設・改組	地域活性化・若者の定住 地元進学先の不足 特定分野の人材育成	新たな理念で大学設置 地域ニーズとのマッチング 設置認可申請
第2期 2004～ (10年間)	公立大学法人 の設立	行財政改革 公務員数削減 大学組織の見直し	法人組織の整備 評価によるPDCA ガバナンス改革
第3期 2014～	設置団体政策 の充実	地方創生・地域活性化 公立大学資源の積極活用 私立大学の公立大学化	公立大学の機能強化 大学管理・運営人材の育成 法人評価の実質化



関係者の情報共有と支援基盤が必要

## 各法人評価の取組み間をつなぐ情報ツールがない

公立大学には専門的な支援機関がない。法人評価に関しても、横の情報共有を支援する仕組みが存在しなかった。



13

## 評価の経験も、各評価機関に散在している

公立大学はホームとなる認証評価機関を持たない

※ 制度上は各大学が認証評価機関を自由に選択することができるが、「三つの主要な評価機関のクライアントと言いますが、実際に評価を受けている大学が著しく異なっている」(天野郁夫、『大学改革を問い直す』、2013年)

法人評価を行う機関

国立大学法人  
評価委員会  
(大学評価・学位授与機構)

国立大学

私立大学  
(私立大学連盟系)

私立大学  
(私立大学協会系)

公立大学

個々の評価委員会の努力と工夫により評価を実施。  
横のつながりがない。

- A自治体 法人評価委員会
- B自治体 法人評価委員会
- C自治体 法人評価委員会
- D自治体 法人評価委員会
- E自治体 法人評価委員会

認証評価機関

大学評価・  
学位授与機構

認証評価から撤退の方針

大学基準協会

日本高等教育  
評価機構

公立大学法人評価への理解を欠く。  
公立大学の評価経験が各機関に拡散。

14

## ④ 活性化研究会における検討課題

「公立大学法人評価に関する調査研究」(2014年度)結果より

認証評価に比べても丁寧に取り組まれている教育・研究の評価  
個別の大学の弱点を明らかにし、励ます立場からの評価が行われている

公立大学法人評価の優位性

- 地方自治の精神がもたらす実質化  
→ 委員の地域大学に対する思い入れ。自治体職員のリアルな感覚と堅実な事務。
- 公立大学の自律性がもたらす実質化  
→ 学長ガバナンスの効く中小規模大学が、ボトムアップ型の改革に積極活用。
- 対話もたらす実質化  
→ 一対一の対話で理念を共有し、信頼関係と緊張感を維持。

今後検討すべきとされた課題

- (1) **法人評価に関する情報ネットワークの構築**
- (2) 認証評価制度への働きかけ
- (3) 法人評価に関する参考指針の作成
- (4) 総合的な質保証システムの構想

15

## 法人評価に関する情報ネットワークの構築から検討を開始

- 1 各評価委員会の活動の情報共有
  - ・ 法人評価に関する基礎的な情報
  - ・ 公立大学関係者間の対話ツールとしての活用方法
  - ・ 改革改善への活用方法
- 2 各評価委員会の活動の好事例の横展開
  - ・ 検討会でのモデル事例の共有
  - ・ 法人評価に関する研修や協議会等の開催
- 3 社会にわかりやすい情報発信の方法の共通化
  - ・ 公立大学(法人)共通のアンニュアルレポートの作成
  - ・ 各公立大学の姿を相対的に見える化

16